

平成 27 年 10 月 23 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

平成 26 年度「市町村への再商品化合理化拠出金」の実績について

1. 平成 26 年度分の拠出実績 配分対象市町村数および配分総額は以下のとおりです。

＜表 1＞配分対象市町村数および配分総額 (金額単位：円)

	ガラスびん (無色)	ガラスびん (茶色)	ガラスびん (その他)	PET ボトル	紙製 容器包装	プラスチック製 容器包装	合計
配分金額	—			102,345,989	1,758,421	1,284,540,303	1,388,644,713
契約市町村数	949	1,002	1,222	1,203	149	1,082	1,554
引取実績有り市町村数	944	999	1,210	1,202	148	1,081	1,552
配分対象市町村数	—			1,202	148	1,041	1,428

注) ガラスびん(無色)、ガラスびん(茶色)、ガラスびん(その他)については、「現に要した費用」が「想定額」を上回りましたので、再商品化合理化拠出金はありませんでした。

2. 「再商品化合理化拠出金」の配分方法について

合理化拠出金の個別市町村への配分方法について、各市町村の保管施設における分別基準適合物の「品質」基準に応じて総額の 1/2 が配分され、「低減額」への寄与度に応じて残りの 1/2 が配分されることが定められています。

「品質」による配分の基準は、＜表 2＞に示した通りです。これらの基準に該当する各市町村の引き渡し実績総量に対する、当該市町村の引き渡し実績量に応じて、拠出金総額の 1/2 が按分されます。(対象となるのは特定事業者負担分のみ。)

＜表 2＞合理化拠出金の「品質」による配分の基準

対象素材	「品質」による配分の基準
プラスチック製容器包装	○当該年度の特定分別基準適合物における容器包装比率が、当該年度 90%以上であって前年度に比べ 2%以上向上した場合、又は当該年度における容器包装比率が 95%以上である場合であること *対象市町村は、指定法人のペール品質調査結果等を基に主務省庁で判定し、国が決定する。
ガラスびん/PET ボトル 紙製容器包装	○指定法人が定める「引き取り品質ガイドライン」の基準を上回る場合であること

一方で、「低減額」への寄与度に応じた配分は、当該指定保管施設の落札単価が、その再商品化手法の想定単価を下回った場合に配分対象になります。それぞれの保管施設における「かかる見込の費用」(想定単価と引き渡し量から積算)と「実際にかかった費用」(落札単価と引渡し量から積算)の差額を低減額とします。実際の配分は、{(想定単価×当該市町村の引渡実績量)－当該市町村から引き

取ったものの再商品化に現に要した費用}(0以下の場合は0とする)の総和(各市町村低減額の総和)に対する当該市町村分の低減額の割合によって、拠出金総額の1/2が按分されます。

3. 平成27年度分 再商品合理化拠出金配分額試算式について

多くの市町村および一部事務組合のご担当者様から、「今年は大体いくら貰えるのか。」といったご質問を多くいただきます。例年、申込関連資料集でご説明している「市町村への再商品合理化拠出金の支払いについて」で計算式をお示ししておりましたが、平成25年度秋頃より始まり、現在開催が中断しております、国の「産業構造審議会」、「中央環境審議会」の合同会合において再商品合理化拠出金も見直し対象として議論が行われていた関係で、現段階ではご提示する事が出来ない状況です。合同会合における見直しが確定次第、制度としての変更点や平成27年度分再商品合理化拠出金配分額試算式について、改めてREINS等でお知らせいたしますのでご了承ください。

(なお、この件は、PETボトル等の有償入札に伴う拠出金とは異なります。)

この件に関するお問い合わせ先

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 企画広報部 木野、杉森

電話番号：03-5532-8589

FAX番号：03-5532-9698

以上